

令和8年度 雇用対策協定に基づく事業計画

前文

松江市と島根労働局は、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むため、令和3年7月21日に、「松江市と島根労働局における雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

「地方創生を推進し、活力ある地域共生社会を実現する」ことを目的に、日頃から十分な意思疎通を図り、緊密な連携・協力関係の下、協定の第2条第1項に基づき、本計画で実施する事業は、次のとおりとする。

1 産業振興・雇用創出と移住・定住施策に関する連携

令和7年12月におけるハローワーク松江管内の有効求人倍率は1.53倍となっており、医療・福祉、建設、警備、運輸、接客業など一部の業種では慢性的な人手不足の状況が続いている。

松江市の総人口は、全国の推移より早く、平成17年の国勢調査で減少に転じ、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は伸び続けている一方、15歳から64歳の生産年齢人口割合は減少を続け、その中でも20代の転出超過が特に目立っており、人口減少を食い止める上で、若者を中心とした移住・定住対策を推進することが重要になっている。

このため、松江市内の特に若者や女性にとって魅力ある雇用の場を増加させる必要があり、そうした取組を行う企業への支援や、働きがい高めるキャリア育成の取組みや働きやすい職場作りの状況を分かりやすくかつ身近な媒体を活用して発信することにより、産業の振興と移住・定住を促進する。

【連携して推進する取組】

- ・「学校と企業との就職情報交換会」の開催
- ・UIターンイベントにおけるハローワーク松江と連携した移職住相談支援の実施
- ・UIターン希望者に対する人材確保を目指す企業の情報提供
- ・誘致企業として進出を検討している企業と連携した人材確保の支援
- ・ハローワーク松江の大卒・高卒担当の求職者専門相談員と市担当者との定期的な情報（学生の志望業種や企業に求める条件の動向など）交換会の開催
- ・「ユースエール」等の各種認定制度の周知について、企業・学校への訪問及び各種情報発信媒体を活用した周知・PRの強化

2 次世代を視野に入れた新しい働き方の定着と女性活躍の推進に係る連携

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するためには、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、働く者の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現すること、

また、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが必要となる。

また、女性活躍に影響する要素である男性の家事、育児、介護への参画意識は徐々に浸透してきているものの、依然として女性にかかる負担の方が大きい。その結果、結婚・出産を契機とした、女性の離職・非正規化が生じている。

さらに、女性の就業機会の確保及び継続に不可欠である男性の家庭生活等への参画促進を図るため、当事者を取り巻く人の意識改革とともに事業者と連携した取組が必要となっている。

(1) 働き方改革の実現

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、長時間労働の抑制、柔軟な働き方がしやすい環境整備、賃金引上げなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図る。また、これまでの働き方・休み方を見直すとともに、テレワークを推進するなど、効率的かつ多様な働き方が浸透するための啓発・指導を推進する。

【連携して推進する取組】

- ・男性の育児休業取得促進に向けた取組への連携
- ・「まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク」の取組について、関係機関が協力し、説明会を含めた情報提供の機会をより多く確保できるよう連携
- ・企業訪問等による働き方改革関連法、働き方改革推進支援助成金制度の周知・広報

(2) 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

女性活躍推進法に基づき、女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍することのできる環境整備に多くの企業が積極的に取り組むよう周知・啓発を行い、かつ企業の取組を支援する。

また、ひとり親に対する就業支援及び子育て中の女性の再就職支援に取り組む。

さらに、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる職場のハラスメントの撲滅に取り組む。

【連携して推進する取組】

- ・ハローワーク松江、ハローワーク松江マザーズコーナー、松江市福祉就労支援コーナーハローワークプラスの利用促進に向けた周知・広報
- ・松江市とハローワーク松江マザーズコーナーによる再就職準備セミナーの開催
- ・女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法の周知・広報

3 大量雇用変動等に対する対応

経済・社会構造の変化や国際競争の激化等により、大量離職者が発生する企業の情報を入手した場合は、地域の雇用情勢に与える影響が大きいことに鑑み、当該企

業及び労働者に対して、各種の支援を迅速に行っていく必要がある。

また、医療・福祉、建設、警備、運輸、接客業など人手不足が深刻化している分野での人材確保が課題となっており、人手不足分野への再就職支援や職業能力の再開発等による職種転換などにより、意欲・能力を生かして活躍できるよう支援することが必要である。特に、介護分野においては慢性的な人手不足が続いている状況の中、2040年代までは介護サービスの需要及び介護人材の需要が更に高まると予想されることから、介護分野の事業所に対する充足支援に連携して取り組む必要がある。

【連携して推進する取組】

- ・松江市内の雇用失業情勢等に関する情報の共有
- ・緊急雇用対策会議の開催、再就職支援が必要となる従業員の詳細情報の共有
- ・離職予定者に対する再就職及び生活支援に関する合同説明会の実施
- ・介護分野等を対象とした「就職面談会」の開催

4 高齢者の活躍促進・就業環境整備

松江市における65歳以上の人口割合が2040年には34.0%に達すると見込まれており、超高齢社会への対応が課題となっている。

少子高齢化が急速に進行する中、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、企業や地域社会の支え手として活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、雇用・就業環境の整備を図る。

【連携して推進する取組】

- ・松江市シルバー人材センターの周知
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に関する周知・広報
- ・高齢求職者を対象とした「事業所面談会」の開催

5 障がい者、難病・がん患者等の活躍促進・就業環境整備

ハローワーク松江管内の障がい者実雇用率は2.73%（令和7年6月1日）となっており、法定雇用率2.5%を上回っている。また、法定雇用率達成企業の割合は65.2%で島根県全体の同割合66.7%と比べ下回っている状況にあるが、令和7年4月に障がい者法定雇用率の除外率が10ポイント引き下げられたため算定基礎労働者数が増加したことから法定雇用率達成企業の割合が前年度より2.2ポイント減少したものであり、さらに令和8年7月からは障がい者雇用率が2.7%へ引き上げられることから、多様な障がい・特性・就労ニーズに対応した、適切な就労支援により一層取り組む必要がある。

このため、障がいのある人自ら選択した地域において、必要な支援を受けながら身体的、精神的、経済的及び社会的に自立した生活ができる社会の実現に向けて障

がい者雇用を推進する。

(1) 障がい者の活躍支援

【連携して推進する取組】

- ・障がい者合同面談会の開催
- ・障害者雇用優良中小企業主認定（もにす認定）制度の周知
- ・障がい者雇用推進に向けたネットワークの構築
- ・松江市とハローワーク松江の合同による「企業と就労支援事業所の意見交換会」を開催

(2) 難病患者、がん患者等の治療と仕事の両立支援に関する取り組みの促進

【連携して推進する取組】

- ・松江市立病院とハローワーク松江等の連携により、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援と事業主等に対する理解促進のための取組の推進

6 生活困窮者対策の推進

松江市の生活保護受給者は2,612人、保護率は1.33%（令和7年12月末現在）となっており、横ばいから微増傾向にある。令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症や円安に端を発する物価高騰等の影響により、経済・雇用情勢の変化が生じており、雇用への影響をより一層注意する必要がある。

このため、松江市とハローワーク松江が連携して、生活保護受給者等の就労支援を一体的かつ効果的に推進する。

【連携して推進する取組】

- ・「松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス」の効果的な運営による松江市とハローワーク松江が一体となった就労支援の実施
- ・「生活保護受給者等就労自立促進協議会」の開催による就労支援目標の達成等に向けた協議の実施
- ・就職意欲が高い支援対象者の自立に向け、ハローワーク松江へ早期誘導

7 外国人労働者に対する取組の推進

ハローワーク松江管内における外国人労働者数は1,798人（令和7年10月現在）で、島根県内の29.1%を占めている。外国人が日本で就労する場合、言葉や生活・雇用慣行等の知識が不足しているため、外国人が安心して働き、その能力を十分に発揮する就労環境を確保するため、生活・雇用両面の支援体制整備を推進する必要がある。

【連携して推進する取組】

- ・ハローワーク松江及び松江新卒応援ハローワークへ松江市外国人相談窓口からの情報提供の実施

8 本計画の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

連携する取組一覧（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

連携項目		KPI	目標値
1	産業振興・雇用創出と移住・定住施策に対する連携	「学校と企業との就職情報交換会」の満足度の向上	満足度95%
		松江市、ハローワーク松江連携によるU I ターン希望者の相談登録件数	10件
		「ユースエール」「くるみん」「えるぼし」「もにす」の新規認定企業数	各1社以上
2	次世代を視野に入れた新しい働き方の定着と女性活躍の推進に係る連携	働き方改革関連法、女性活躍推進法等に係る説明会の開催	5回
		まっえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク新規加入事業所	10社
3	大量雇用変動等に対する支援の推進	松江市とハローワーク松江との定期的な情報交換会の開催	12回
		介護分野等を対象とした「就職面談会」の開催	2回
4	高齢者の活躍促進・就業環境整備	高齢者（55歳以上の者）を対象とした「事業所面談会」の開催	2回
5	障がい者、難病・がん患者等の活躍促進・就業環境整備	障がい者合同面談会の開催	1回
		長期療養者就職支援事業における出張相談の実施	12回
6	生活困窮者対策の推進	「松江市福祉就労支援コーナーハローワークプラス」における生活保護受給者等就労自立促進事業支援対象者の誘導者数	180人
7	外国人労働者に対する取組の推進	松江市外国人相談窓口における雇用情報の提供件数及びハローワーク松江における外国人雇用事業所訪問指導件数	提供件数5件 訪問指導件数P件